

答申第555号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「日本放送協会は株式会社電通に対してどのような業務発注や、その他番組やその著作権購入をしているのか、その詳細がわかる文書」について開示の求めがあった。

NHKは、「番組やその著作権購入をしているのか、その詳細」に係る文書はNHK情報公開規程（以下、規程）第3条1項1号の対象外文書であると通知し、開示の求めの文書（「日本放送協会は株式会社電通に対してどのような業務発注をしているのか、その詳細」に係る文書）は規程第8条1項6号の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、平成25年度の株式会社電通との100万円を超える物品役務等の随意契約（ただし、開示することによりNHK以外の法人の事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号の不開示情報に該当する随意契約を除く）における物品役務等の名称、契約を締結した日または契約開始日および契約金額を開示することとし、その余の契約内容の詳細については規程第8条1項6号の不開示情報に該当するため開示することができない。平成25年度の株式会社電通との契約金額100万円以下の随意契約（物品役務等）は取りまとめていないため、文書が存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、平成25年度の株式会社電通との100万円を超える物品役務等の随意契約（ただし、開示することによりNHK以外の法人の事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号の不開示情報に該当する随意契約を除く）における物品役務等の名称、契約を締結した日または契約開始日および契約金額を開示することとしたこと、その余の契約内容の詳細については規程第8条1項6号の不開示情報に該当するため、平成25年度の株式会社電通との契約金額100万円以下の随意契約（物品役務等）は文書が存在しないため、いずれも不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月14日（第214回審議委員会）第528号諮問、審議
4月28日（第215回審議委員会）審議
5月28日（第217回審議委員会）審議
6月12日（第218回審議委員会）審議
6月24日（第219回審議委員会）審議
7月1日（第220回審議委員会）審議、答申